

社団法人 神奈川県珠算連合会

珠算応用検定試験規則

検定試験実施にあたり、珠算応用検定試験規則を次のとおり定める。

(目的)

第1条 珠算学習者の学習意欲を増進し、そろばんによる応用能力の向上を図るため、この規則によって珠算応用検定試験を実施する。

(種別)

第2条 試験は1級から10級及び四段から初段の試験とする。

(試験の実施)

第3条 検定試験委員会は、珠算応用検定試験を次のとおり実施する。

(1) 1級から10級及び四段から初段の試験を実施することができる。

(2) 検定試験委員会で許可を得た試験場で実施することができる。

(試験時間)

第4条 実施の試験は試験場ごとに時間を定めて行う。

(内容及び程度)

第5条 試験の内容及び程度は別に定める。

問題数は各等級10題、制限時間は10分とする。

(受験資格)

第6条 受験資格はこれを制限しない。

(答案審査)

第7条 試験答案の処置は、検定試験委員会の指示に従う。

(合格基準)

第8条 満点を100点とし、1題の配点は、10点とする。

2 試験に合格するためには、70点以上の成績を得なければならない。

(合格証書)

第9条 試験に合格した者には、合格証書を授与する。

(受験の手続き)

第10条 試験を受けようとする者は、所定の受験願書に受験料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。書類及び受験料は、一切返還しない。

(受験料)

第11条 試験の受験料（消費税を含む）は、段位1,200円、

1級から3級800円4級以下を700円とする。

(規則の変更)

第12条 この規則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

(施行期日)

第13条 この規則は平成22年7月1日から施行する。